

はしがき

刑事法は、刑法、刑事訴訟法、刑事政策で構成されている。その中で刑法は、総論・各論に分かれ、総論では刑法の基本原則について述べ、各論では、それぞれの構成要件について詳しく論じている。

刑法総論の骨格をなすのは、犯罪成立要件である。本書では、その中でも中核をなす構成要件該当性の基本論点を明確に述べた。第1に、基本論点の中に未遂・共犯を取り込んだことは、私の持論である。これまでの教科書で共犯は、構成要件において論ずるべきであるにもかかわらず、教科書の後半に置かれ、講義においても軽視されることが多かった。しかし、共犯は、犯罪の実態として見逃しがたく、理論上の論争も多いから、構成要件に入れたのである。第2に、刑法の基本原則は、犯罪の成立要件の中で具現化されるので成立要件の項目内で論じ、一般的説明は後段で行うこととした。第3に、学問上の諸説の比較については必要最小限に留めた。学説上の争いは、講義の中で確認してほしい。

人間は過ちを犯す可能性を常に内在させている。しかし、過ちを犯さないように努力するのも人間であるし、過ちを犯してしまった人を立ち直らせるのも人間なのである。犯罪論は、人間の多面性を前提として、自分はどう生きたらよいのか、過ちを犯してしまった人の更生をどう支援していったらよいのか、を考える学問に他ならない。その一端をご理解いただければ幸いである。

本書は、日本大学法学部が2014年4月より Semester 制に移行することを契機に誕生した。ここで刑法総論を学んだことで、刑法各論や他の刑事法の科目に取り組むきっかけにならなかったとすれば、その役目を果たしたとはいえないと自らを戒めつつ、『刑法の礎・総論』を世に送り出すこととする。

出版にあたって、法律文化社にご紹介頂いた京都女子大学教授の福井厚先生

と、本書の趣旨に深いご理解を示された法律文化社社長である田麻純子さんと編集部の掛川直之さんに感謝申し上げたい。また日本大学の大学院生・学生の外塚果林，原田久直，遠藤香穂利，任民恵の4氏のご助力なしには本書は為し得なかったことをここに記してお礼としたい。艱難の中にあって一書を上梓するのは、これらの方々と支援してくださる人々の賜である。

2014年4月 葉桜の頃

船山 泰範